

石川県公報

令和6年3月29日(金曜日)

号 外

(第22号)

目 次

規 則		告 示	
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	○グループ制に関する運営規程の一部改正(同)	13
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同)	4	○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部 改正 (行政経営課)	14
訓 令			
○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課)	9		

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十八号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項中第三十七号から第三十九号までを削り、第二十六号を第三十九号とし、第三十二号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十二号1中「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同号19、20、25、30及び52中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号57中「第四十四条の三第四項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同号58中「第四十四条の三第五項」を「第四十四条の三第八項」に改め、同号中75を81とし、74を80とし、その前に次のように加える。

77 第五十条の六第三項の規定による検体等の受理

78 第五十条の六第四項の規定による検体等の検査及び報告

79 第五十条の七の規定による退院等の届出の受理

別表第二保健所長の項第三十二号中73を76とし、61から72までを64から75までとし、同号60中「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改め、同号60を同号63とし、同号59中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号59を同号62とし、その前に次のように加える。

59 第四十四条の三の五第三項(第四十四条の九第一項の規定に基づいて制定される政令において準用する場合を含む。)の規定による検体等の受理

60 第四十四条の三の五第四項(第四十四条の九第一項の規定に基づいて制定される政令において準用する場合を含む。)の規定による検体等の検査及び報告

61 第四十四条の三の六第一項(第四十四条の九第一項の規定に基づいて制定される政令において準用する場合を含む。)の規定による退院等の届出の受理

別表第二保健所長の項中第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十七号を第三十一号とし、第二十六号の二を第三十号とし、第二十六号を第二十九号とし、第十八号から第二十五号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号中1を2とし、その前に次のように加える。

1 第七条第五項の規定による大麻草採取栽培者免許証の返納の受理

別表第二保健所長の項中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号の二を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の三を第十四号とし、第十

二号の二を第十三号とし、同表南部小動物管理指導センター所長の項を次のように改める。

動物愛護センター所長

- 一 狂犬病予防法(昭和三十五年法律第二百四十七号)
 - 1 第六条第五項の規定による期間及び区域の指定
 - 2 第十四条第一項の規定による病性鑑定のための措置の許可
 - 3 第十八条の二第一項の規定による係留されていない犬の襲殺の命令
- 二 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和三十八年法律第五号)
 - 1 第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録
 - 2 第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録申請書の受理
 - 3 第十一条第一項(第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録
 - 4 第十一条第二項(第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知
 - 5 第十二条第一項(第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否
 - 6 第十二条第二項(第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請者への通知
 - 7 第十三条第一項の規定による登録の更新
 - 8 第十四条第一項の規定による変更、飼養施設の設置又は犬猫等販売業の届出の受理
 - 9 第十四条第二項の規定による変更の届出の受理
 - 10 第十四条第三項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理
 - 11 第十五条の規定による動物取扱業者登録簿の供覧
 - 12 第十六条第一項(第二十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理
 - 13 第十七条の規定による登録の抹消
 - 14 第二十一条の五第二項の規定による動物の所有状況の届出の受理
 - 15 第二十二条の六の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令
 - 16 第二十三条第一項(第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による改善の勧告
 - 17 第二十三条第二項の規定による措置の勧告
 - 18 第二十三条第四項(第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置の命令
 - 19 第二十四条第一項(第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 20 第二十四条の二第一項の規定による勧告
 - 21 第二十四条の二第二項の規定による措置の命令
 - 22 第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 23 第二十四条の二の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
 - 24 第二十四条の三第一項の規定による変更の届出の受理
 - 25 第二十四条の三第二項の規定による変更等の届出の受理
 - 26 第二十五条第一項の規定による指導又は助言
 - 27 第二十五条第二項の規定による措置の勧告
 - 28 第二十五条第三項の規定による措置の命令
 - 29 第二十五条第四項の規定による措置の命令又は勧告
 - 30 第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - 31 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

- 32 第二十六条第二項の規定による許可申請書の受理
- 33 第二十七条第二項 (第二十八条第二項において準用する場合を含む。) の規定による許可の条件の付与
- 34 第二十八条第一項の規定による変更の許可
- 35 第二十八条第三項の規定による変更の届出の受理
- 36 第三十二条の規定による措置の命令
- 37 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 38 第三十五条第一項 (同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による犬又は猫の引取り及びその拒否
- 39 第三十六条第一項の規定による負傷動物等 (動物の死体を除く。) の発見の通報の受理
- 40 第三十六条第二項の規定による負傷動物等 (動物の死体を除く。) の収容事務の執行
- 41 第四十一条の二の規定による動物虐待等の発見の通報の受理
- 三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成十八年環境省令第一号)
 - 1 第二条第五項 (第四条第四項において準用する場合を含む。) の規定による登録証の交付
 - 2 第二条第六項の規定による登録証の再交付
 - 3 第二条第八項の規定による登録証の亡失の届出の受理
 - 4 第二条第九項の規定による登録証の返納の受理
 - 5 第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求
 - 6 第十三条第十一号の規定による管轄区域外の飼養又は保管の通知の受理
 - 7 第十五条第五項 (第十八条第五項において準用する場合を含む。) の規定による許可証の交付
 - 8 第十五条第六項 (第十八条第五項において準用する場合を含む。) の規定による許可証の再交付
 - 9 第十五条第八項 (第十八条第五項において準用する場合を含む。) の規定による許可証の亡失の届出の受理
 - 10 第十五条第九項 (第十八条第五項において準用する場合を含む。) の規定による許可証の返納の受理
 - 11 第十六条第一項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理
 - 12 第二十条第三号の規定による識別措置の内容の届出の受理
- 四 石川県動物の愛護及び管理に関する条例 (令和三年石川県条例第三十四号)
 - 1 第十六条第一項及び第十七条の規定による多頭飼養に関する届出の処理
 - 2 第十八条第一項の規定による特定動物の逸走時の通報の処理
 - 3 第十九条第一項及び第二項の規定による事故発生時の届出の処理
 - 4 第二十条第一項及び第二項の規定による措置命令
 - 5 第二十一条第一項及び第二項の規定による係留されていない犬の収容及び捕獲の実施
 - 6 第二十二条第一項及び第二項 (これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。) の規定による犬を収容した場合等における通知、公示、返還及び処分
 - 7 第二十三条の規定による動物の譲渡し
 - 8 第二十四条第一項及び第三項の規定による薬物による犬の捕獲、犬の薬殺及び関係市町長等への協力依頼
 - 9 第二十五条の規定による報告の徴収
 - 10 第二十六条第一項の規定による立入検査の実施

第二条 石川県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第二十号1中「大麻草採取栽培者免許証」を「第一種大麻草採取栽培者免許証」に改め、同号2中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第二の改正規定(同表保健所長の項第十七号を改める部分(同号を同項第二十号とする部分を除く。))に限る。は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から、第二条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十九号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「、デジタル推進課」を削り、同項の次に次のように加える。

能登半島地震復旧・復興推進部	創造的復興推進課、生活再建支援課
----------------	------------------

第三条第一項の表県民文化スポーツ部の項中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改め、「、女性活躍・県民協働課」を削り、「いしかわ百万石文化祭推進室」を「観光戦略課、国際観光課、国際交流課」に改め、同表生活環境部の項中「自然環境課」の下に「、女性活躍・県民協働課」を加え、同表観光戦略推進部の項を削り、同条第四項中「知事室」の下に「及びデジタル推進監室」を加え、「新幹線・交通対策監室」を「交通総合対策監室」に改め、同条第五項の表知事室の項の次に次のように加える。

デジタル推進監室	県庁デジタル推進課、地域デジタル推進課	デジタル推進監室課長(県庁デジタル推進課長及び地域デジタル推進課長をいう。以下同じ。)
----------	---------------------	---

第三条第五項の表新幹線・交通対策監室の項を次のように改める。

交通総合対策監室	交通政策課、空港企画課	交通総合対策監室課長(交通政策課長及び空港企画課長をいう。以下同じ。)
----------	-------------	-------------------------------------

第三条第六項の表人事課の項の次に次のように加える。

行政経営課	統計情報室
-------	-------

第三条第六項の表企画課の項中「、エネルギー対策室」を削り、同表女性活躍・県民協働課の項、文化振興課の項及び誘客戦略課の項を削り、同条第七項の表競馬総務課の項中「企画管理係」の下に「、企画広報係」を加える。

第六条第一項の表総務課の項第十一号中「こと」の下に「(少子化対策監室の分掌事務を除く。)」を加え、同項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、同表行政経営課の項に次の五号を加える。

- 9 県統計調査及び国の委託による統計調査の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 10 統計の加工及び分析に関すること。
- 11 統計資料の整備、提供等に関すること。
- 12 統計調査事務の連絡調整に関すること。
- 13 統計についての普及啓発に関すること。

第六条第一項の表中デジタル推進課の項を削り、財政課の項に次の一号を加える。

- 16 総務部内の事務の連絡に関すること。

第六条第二項の表第五号中「及び部課長会議」を削り、同条第四項の表総務事務管理室の項の次に次のように加える。

統計情報室	第一項の表行政経営課の項第九号から第十二号までに掲げる事務
-------	-------------------------------

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の表危機対策課の項第五号及び第十四号中「こと」の下に「(生活再建支援課の分掌事務を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 デジタル推進監室の分掌事務は、次のとおりとし、デジタル推進監室課長が担当する分掌事務は、総務部長が別に定める。

分 掌 事 務	
1	デジタル社会の形成に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
2	県が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び市町が講ずるデジタル社会の形成のための施策の実施の支援に関すること(他課の分掌事務を除く。)
3	行政情報システムの整備及び運用に関すること(他課の分掌事務を除く。)
4	地域情報通信基盤の整備に関すること。

第六条の三の見出しを「(文化観光スポーツ部の各分課の分掌事務)」に改め、同条第一項の表以外の部分及び同表企画調整室の項第一号から第三号までの規定中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改め、同表中女性活躍・県民協働課の項を削り、文化振興課の項に次の二号を加える。

- 15 文化観光スポーツ部主管事務で他の分課に属しないこと。
- 16 文化観光スポーツ部の企画調整室の庶務に関すること(総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く。)

第六条の三第一項の表文化振興課の項の次に次のように加える。

観光戦略課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光に関する総合的な戦略の企画立案及び推進に関すること。 2 文化観光の推進に関する事務の企画及び調整に関すること。 3 観光に関する統計に関すること。 4 旅行業に関すること。 5 コンベンション等の誘致に関すること。 6 観光応援団に関すること。 7 観光関係団体の育成及び指導に関すること。 8 観光人材の確保及び育成に関すること。 9 温泉地の活性化に関すること(他課の分掌事務を除く。) 10 国内での観光宣伝及び誘客の促進に関すること。 11 県内の魅力向上及び発信に関すること。 12 保健休養林事業に関すること。 13 石川県県民ふれあい公社との連絡及び調整に関すること。 14 海の自然生態館、いしかわ動物園及びふれあい昆虫館に関すること。
国際観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 国際観光に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 海外からの誘客の促進に関すること。 3 外国人観光客の受入体制の整備に関すること。 4 通訳案内士に関すること。
国際交流課	<ul style="list-style-type: none"> 1 国際交流に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること(他課の分掌事務を除く。) 2 国際交流、国際協力及び多文化共生の推進に関すること。 3 旅券に関すること。 4 海外移住石川県人(会)との連絡に関すること。 5 国際交流センターに関すること。

第六条の三第一項の表いしかわ百万石文化祭推進室の項を削り、同条第二項を削り、同条を第六条の四とする。

第六条の二第一項の表企画課の項第十一号を次のように改める。

- 11 資源エネルギー施策の企画及び調整に関すること(他課の分掌事務を除く。)

第六条の二第一項の表企画課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一

ずつ繰り上げ、同表地域振興課の項に次の一号を加える。

8 県内への移住及び移住者の定住の推進に関する事(他課の分掌事務を除く)。

第六条の二第二項中「新幹線・交通対策監室の」を「交通総合対策監室の」に、「新幹線・交通対策監室課長」を「交通総合対策監室課長」に改め、同項の表第三号を削り、同表第二号中「の建設促進」を削り、同号を同表第三号とし、同表第一号中「新幹線・交通対策監室内」を「交通総合対策監室内」に改め、同号を同表第二号とし、同表に第一号として次の一号を加える。

1 交通施策(空港施策を含む)の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

第六条の二第二項の表中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同表第八号中「のと鉄道」を「IR いしかわ鉄道及びのと鉄道」に改め、同号を同表第五号とし、同表中第九号を第六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第二十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条第三項の表エネルギー対策室の項を削り、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(能登半島地震復旧・復興推進部の各分課の分掌事務)

第六条の二 能登半島地震復旧・復興推進部の各分課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
創造的復興推進課	1 令和六年能登半島地震からの復旧及び創造的復興に係る施策の企画、調整及び推進に関する事。 2 能登半島地震復旧・復興推進部内の事務の連絡に関する事。 3 能登半島地震復旧・復興推進部内の人事の管理に関する事。 4 能登半島地震復旧・復興推進部主管事務で他の分課に属しないこと。
生活再建支援課	令和六年能登半島地震に係る災害救助及び被災者の生活再建支援に関する事。

第七条第一項の表長寿社会課の項第六号中「こと」の下に「(人材の養成に関する事を除く)」を加え、同表兼事衛生課の項第十七号中「南部小動物管理指導センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第二項の表第十四号中「認定こども園」の下に「及び私立幼稚園」を加え、同表中第二十三号を第二十四号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

15 私立幼稚園に関する事業を行うことを主たる目的とする学校法人に関する事。

第七条の二の見出し中「各分課」を「各分課等」に改め、同条第一項の表カーボンニュートラル推進課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8 再生可能エネルギーの導入促進に関する事。

第七条の二第一項の表自然環境課の項の次に次のように加える。

女性活躍・県民協働課	1 男女共同参画社会の形成及び女性の活躍に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。 2 配偶者等暴力対策に関する事。 3 困難な問題を抱える女性対策に関する事。 4 女性保護に関する事。 5 性の多様性への県民理解の促進に関する事。 6 ふるさと石川応援寄附金に関する事。 7 地域のコミュニティの育成及びテレビジョン離視聴対策に関する事。 8 NPO・ボランティア活動の推進に関する事。 9 健民運動の推進に関する事。 10 女性センター及び女性相談支援センターに関する事。
------------	--

第八条第一項の表産業政策課の項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 食文化の推進に関する事務の企画及び調整に関する事。

第八条の二を削る。

第十条第一項の表都市計画課の項第十五号を削り、同表建築住宅課の項第二十九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第十三条第一項ただし書中「監室次長」の下に、「知事室次長」を加え、同項の表知事室長の項の次に次のように加える。

デジタル推進監	デジタル推進監室	上司の命を受け、デジタル推進監室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------	----------	--------------------------------------

第十三条第一項の表新幹線・交通対策監の項中「新幹線・交通対策監」を「交通総合対策監」に、「新幹線・交通対策監室」を「交通総合対策監室」に改め、同表監室次長の項中「新幹線・交通対策監」を「デジタル推進監、交通総合対策監」に改め、同項の次に次のように加える。

知事室次長	知事室	知事室長を補佐する。ただし、特に必要がある場合は、知事が定める。
-------	-----	----------------------------------

第十三条第一項の表課長の項、室長の項及び室次長の項中、「いしかわ百万石文化祭推進室」を削り、同条第四項中「危機管理監室」の下に「危機管理監付課長」を加える。

第十五条第二号の表納税課の項中	「自動車税納税第一係 (金沢県税事務所に限る。) 自動車税納税第二係 (金沢県税事務所に限る。)」	を	「納税第三係(金沢県税事務所に限る。)」	に改め、同
-----------------	--	---	----------------------	-------

条第五号の表生活環境課の項1を次のように改める。

- 1 狂犬病の犬等の届出に関する事。

第十五条第五号の表生活環境課の項中2を削り、3を2とし、4から12までを3から11までとし、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 動物愛護センター

機関の名称	位置	所管区域	分 掌 事 務
いしかわ動物愛護センター	河北郡津幡町	県下一円	1 動物取扱業の登録、届出及び監督に関する事。 2 動物の飼養又は保管をする者に対する指導に関する事。 3 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関する事。 4 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関する事。 5 動物の愛護及び管理についての広報その他の啓発活動に関する事。 6 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務に関する事。 7 狂犬病の予防に関する事(保健所の分掌事務を除く)。

第十六条第九号の表石川県立こころの病院の項中

医療安全管理室	医療事故の防止及び安全な医療の管理に関する事。	を に改める。
医療安全管理室	医療事故の防止及び安全な医療の管理に関する事。	
感染症対策室	感染症対策に関する事。	

第十七条第六号を削り、同条第七号の表石川県女性相談支援センターの項を削り、同表に次のように加える。

石川県女性相談支援センター	金沢市本多町三丁目	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事。 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する事。
---------------	-----------	--

3 性暴力被害者の相談及び支援に関すること。

第十七条第七号の表備考1中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同表備考2中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「女性保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号の表健康・食品安全科学部の項4を削り、同表環境科学部の項2中「有効利用」の下に「並びに飲料水の衛生」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第十号を削り、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 女性センター

機関の名称	位置	分 掌 事 務
石川県女性センター	金沢市三社町	1 女性の地位向上と社会参加の促進のための研修等に関すること。 2 女性に係る情報の収集及び提供に関すること。

第十七条中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第一項中「、女性相談支援センター」を削り、「南部小動物管理指導センター」を「動物愛護センター」に改め、「白山自然保護センター」の下に「、女性相談支援センター」を加え、同条第二十二項の表石川中央保健福祉

社センター福祉相談部長の項中

「女性相談支援センター」所長 身体障害者更生相談所長 知的障害者更生相談所長	を	「身体障害者更生相談所長 知的障害者更生相談所長 女性相談支援センター」所長	に改め、同表石
--	---	--	---------

川中央保健福祉センター福祉相談部次長の項中

「女性相談支援センター」次長 身体障害者更生相談所次長 知的障害者更生相談所次長	を	「身体障害者更生相談所次長 知的障害者更生相談所次長 女性相談支援センター」次長	
--	---	--	--

に改め、同表石川中央保健福祉センター福祉相談部管理課長石川中央保健福祉センター福祉相談部判定課長の項中

「女性相談支援センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	を	「身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	に改め、同条第二十三項の表石川中央保健福祉
---	---	---	-----------------------

センター福祉相談部管理課石川中央保健福祉センター福祉相談部判定課の項中

	を	「女性相談支援センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	
--	---	---	--

「身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	に改める。
---	-------

別表第一第一号の表石川県国民健康保険審査会の項中「及び被保険者証の交付の請求又は返還並びに」を「に関する処分（同法第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する処分を含む。）及び」に改め、同表石川県後期高齢者医療審査会の項中「及び被保険者証の交付の請求又は返還並びに」を「に関する処分（同法第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する処分を含む。）及び」に改める。

別表第一第二号の表石川県男女共同参画審議会を削り、同表石川県公害審査会の項の次に次のように加える。

石川県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する事項の調査審議に関する事務	女性活躍・県民協働課
--------------	---------------------------------------	------------

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(石川県通訳案内士法施行細則の一部改正)

- 2 石川県通訳案内士法施行細則(昭和四十二年石川県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「石川県観光戦略推進部国際観光課」を「石川県文化観光スポーツ部国際観光課」に改める。

(石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

- 3 石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
第三条及び第八条第三項中「石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課」を「石川県生活環境部女性活躍・県民協働課」に改める。

訓 令

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

第6条第3号中「新幹線・交通対策監室課長」を「デジタル推進監室課長、交通総合対策監室課長」に改める。

第7条の2第1項中「新幹線・交通対策監及び」を「デジタル推進監、交通総合対策監及び」に、「新幹線・交通対策監室」を「デジタル推進監室、交通総合対策監室」に改め、同条第3号中「新幹線・交通対策監室次長」を「知事室次長、デジタル推進監室次長、交通総合対策監室次長」に改める。

第12条第4項中「新幹線・交通対策監」を「デジタル推進監、交通総合対策監」に改める。

第15条第2項を削る。

第70条第1項中「総務部デジタル推進課長」を「デジタル推進監」に改める。

第71条第4項中「危機対策課長」の下に、「能登半島地震復旧・復興推進部にあつては創造的復興推進課長」を加える。

別表第1第2号の表総務部長専決事項の総務課の欄第1号中「昭和十四年法律第二百五十号」の下に「。子育て支援担当の所管に属する事項を除く。」を加え、同号3中「を設立しようとする者で」を「の」に改め、同欄第2号中「昭和五十年法律第六十一号」の下に「。子育て支援担当の所管に属する事項を除く。」を加え、同表総務課長専決事項の欄第4号中「私立学校法」の下に「(子育て支援担当の所管に属する事項を除く。)」を加え、同表総務部長専決事項の行政総務課の欄第1号1中「第二百五十二条の二十五第一項の規定による」を削り、同欄に次の2号を加える。

一 石川県統計調査条例(平成二十一年石川県条例第十五号)

1 県統計調査の実施に関する告示

2 調査票情報の提供の実施(石川県統計調査条例施行規則(平成二十一年石川県規則第八号)第六条第四号に掲げる者に提供する場合に限る。)

二 各省庁所管の統計調査功績者の表彰に関する候補者の推薦

別表第1第2号の表行政総務課長専決事項の欄を次のように改める。

- 一 地方自治法
 - 1 外部監査契約の解除に関する監査委員の意見の聴取及び告示
 - 2 包括外部監査契約の締結に関する監査委員の意見の聴取及び告示
 - 3 個別外部監査契約の締結に関する監査委員の意見の聴取、告示及び議会への報告
- 一 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)
 - 1 第四条第一項の規定により知事が行うこととされた事務の処理
- 二 石川県統計調査条例
 - 1 報告徴収の実施
 - 2 統計調査員の任命
 - 3 立入検査等の実施

- 4 県統計調査の結果の公表
- 5 調査票情報の二次利用の実施
- 6 調査票情報の提供の実施（石川県統計調査条例施行規則第六条第四号に掲げる者に提供する場合を除く。）

別表第1第2号の決危険管理課専決事項の危険対策課の欄を次のように改める。

- 1 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。生活再建支援課の所管に属する事項を除く。）
 - 1 金銭の支給による救助の実施
 - 2 扶助金の支給

別表第1第2号の決危険管理課専決事項の消防保安課の欄及び消防保安課専決事項の欄の次に次のように加える。

能登半島地震復旧・復興推進部長専決事項	生活再建支援課長専決事項
<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法（生活再建支援課の所管に属する事項に限る。） <ul style="list-style-type: none"> 1 金銭の支給による救助の実施 	

別表第1第2号の決県民文化スポーツ部長専決事項の女性活躍・県民協働課の欄及び女性活躍・県民協働課長専決事項の欄を並び、同決県民文化スポーツ部長専決事項の文化振興課の欄中「県民文化スポーツ部長専決事項」を「文化観光スポーツ部長専決事項」に改め、同欄及び同決文化振興課長専決事項の欄の次に次のように加える。

文化観光スポーツ部長専決事項	観光戦略課長専決事項
<ul style="list-style-type: none"> 1 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号） <ul style="list-style-type: none"> 1 第六条第一項（第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び第六条第二項（第六条の三第二項、第六条の四第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 2 第七条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による催告及び第七条第五項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し 3 第十一条の二第八項の規定による催告及び同条第九項の規定による命令 4 第十四条の三第四項の規定による命令 5 第十八条の三第一項の規定による業務の改善の命令 6 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し 7 第二十六条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 8 第二十八条第七項の規定による催告及び同条第八項の規定による命令 9 第三十六条の規定による業務の改善の命令 10 第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定によ 	<ul style="list-style-type: none"> 1 旅行業法 <ul style="list-style-type: none"> 1 第五条第一項（第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録及び第五条第二項（第六条の三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知 2 第六条の四第四項の規定による登録事項の変更登録 3 第十二条の二第一項の規定による旅行業約款の認可 4 第二十条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による登録の抹消 5 第二十五条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による通知 6 第二十七条第二項の規定による登録事項の変更登録 7 第三十八条の規定による登録の抹消 8 第六十二条第一項の規定による通知 9 第七十条第一項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入検査

<p>る登録の取消し</p> <p>11 第六十四条第一項の規定による意見の聴取、同条第二項の規定による通知及び公示並びに同条第三項の規定による処分</p> <p>12 第六十五条第一項の規定による聴聞並びに同条第二項の規定による通知及び公示</p> <p>一 石川県保健休養林施設条例（昭和四十八年石川県条例第二十八号）</p> <p>1 第七条第五号の規定による指定管理者が行う業務の決定</p> <p>2 第十二条第三項の規定による使用料の承認及びその変更の承認</p> <p>3 第十三条の規定による使用料の減免に係る基準の承認</p> <p>4 第十六条の規定による損害賠償の請求</p> <p>二 石川県保健休養林施設条例施行規則（昭和四十八年石川県規則第十七号）</p> <p>1 第三条ただし書の規定による施設を利用に供する日時の変更</p> <p>2 第十一条第二項第五号の規定による添付書類の決定</p>	<p>一 石川県保健休養林施設条例</p> <p>1 第三条第一項の規定による行為の許可</p> <p>2 第三条第二項の規定による変更の許可及び同条第四項の規定による許可の取消し</p> <p>3 第四条ただし書の規定による同条各号に掲げる行為の許可</p> <p>4 第五条の規定による退去の命令</p> <p>5 第八条の規定による申請の期間の決定</p>
<p>文化観光スポーツ部長専決事項</p>	<p>国際観光課長専決事項</p>
<p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）</p> <p>1 第二十五条の規定による全国通訳案内士の登録の取消し等</p> <p>2 第二十六条の規定による全国通訳案内士の登録の消除</p>	<p>一 通訳案内士法</p> <p>1 第十八条の規定による全国通訳案内士の登録</p>
<p>文化観光スポーツ部長専決事項</p>	<p>国際交流課長専決事項</p>
	<p>一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）</p> <p>1 第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定による一般旅券の発給に係る申請の受理</p> <p>2 第五条の規定による一般旅券の発行に関する事務のうち、旅券の作成</p> <p>3 第八条第一項及び第三項の規定による一般旅券の交付</p> <p>4 第九条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加に係る申請の受理</p> <p>5 第九条第一項に規定する渡航先の追加に関する事務のうち、一般旅券への渡航先の追加記載</p> <p>6 第九条第三項において準用する第八条第一項の規定による一般旅券の渡航先の追加に係る旅券の交付</p> <p>7 第十条第三項の規定による一般旅券の発行（記載事項に変更を生じた場合の発行にあつては、第六条第二項の規定により包括記載された渡航先の地域の範囲に変更を生じたときの発行に限る。）に関する事務のうち、一般旅券の作成</p>

- | | |
|--|-------------------------------------|
| | 8 第十条第三項ただし書の規定による渡航先の訂正 |
| | 9 第十条第四項において準用する第八条第一項の規定による一般旅券の交付 |
| | 10 第十四条及び第十九条第四項に規定する書面の交付 |
| | 11 第十七条第一項から第三項までの規定による旅券の紛失等の届出の受理 |
| | 12 第十九条第五項の規定による一般旅券の返納の受領 |
| | 13 第十九条第六項の規定による旅券の還付 |

別表第1第2号の表県民文化スポーツ部長専決事項のスポーツ振興課の欄中「県民文化スポーツ部長専決事項」を「文化観光スポーツ部長専決事項」に改め、同表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄に次の1号を加える。

七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。厚生政策課の所管に属する事項に限る。)

- 1 第七条の規定による社会福祉士養成施設の指定
- 2 第四十条第二項の規定による介護福祉士養成施設の指定

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第5号中「昭和六十一年法律第三十号」を削り、同号中1及び2を削り、3を1とし、4から10までを2から8までとし、同表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

五 私立学校法(子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

- 1 第二十六条第二項の規定による学校法人の行う収益事業の決定
- 2 第三十一条第一項の規定による学校法人の寄附行為の認可
- 3 第三十二条第一項の規定による学校法人の寄附行為の補充の決定
- 4 第五十条第二項の規定による学校法人の解散の認可又は認定
- 5 第五十二条第二項の規定による学校法人の合併の認可
- 6 第六十条第一項の規定による措置命令
- 7 第六十条第九項の規定による役員解任の勧告
- 8 第六十一条第一項の規定による収益事業の停止命令

六 私立学校振興助成法(子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

- 1 第十二条第二号から第四号までの規定による収容定員の是正命令、予算の変更の勧告及び役員解職等の勧告

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

七 私立学校法(子育て支援担当の所管に属する事項に限る。)

- 1 第四十五条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可
- 2 第六十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第1第2号の表観光戦略推進部長専決事項の観光企画課の欄、観光企画課長専決事項の欄、観光戦略推進部長専決事項の国際観光課の欄、国際観光課長専決事項の欄、観光戦略推進部長専決事項の国際交流課の欄及び国際交流課長専決事項の欄を削り、同表農林水産部長専決事項の水産課の欄第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄第8号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改め、同表水産課長専決事項の欄第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第22号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同欄第23号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第2土木総合事務所長の項第18号中「漁港法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表港湾事務所長の項第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第3第2号の表第6号及び別表第3第3号の表第3号中「道府県民税」の下に「森林環境税」を加える。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 5 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 29 日

石川県知事 馳 浩

第 2 条中「新幹線・交通対策監」を「デジタル推進監、交通総合対策監」に改める。

別表第 1 総務部の部行政経営課の項中「組織定数グループ」の次に「統計分析グループ、経済産業グループ、生活社会グループ、人口労働グループ」を加え、同部デジタル推進課の項を削り、同部の次に次のように加える。

デジタル推進監室	県庁デジタル推進課	県庁デジタル推進グループ、情報システムグループ、ネットワーク管理グループ
	地域デジタル推進課	地域DX企画グループ、地域DX推進グループ

別表第 1 危機管理監室の部の次に次のように加える。

能登半島地震復旧・復興推進部	生活再建支援課	被災地生活支援グループ、広域避難者支援グループ、災害経理グループ
----------------	---------	----------------------------------

別表第 1 企画振興部の部企画課の項中「開業企画グループ」を削り、「土地対策グループ」を「電源・土地対策グループ」に改め、同部地域振興課の項中「移住推進グループ」を「移住定住推進グループ」に改め、同表新幹線・交通対策監室の部中「新幹線・交通対策監室」を「交通総合対策監室」に改め、同部交通政策課の項中「交通政策グループ」の次に「地域鉄道対策グループ」を加え、同部並行在来線対策課の項及び開業企画課の項を削り、同表県民文化スポーツ部の部中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改め、同部女性活躍・県民協働課の項を削り、同部文化振興課の項の次に次のように加える。

観光戦略課	管理グループ、観光政策グループ、観光産業育成グループ、誘客戦略グループ、観光地域づくり推進グループ
国際観光課	企画推進グループ、アジア誘客戦略グループ、欧米豪誘客戦略グループ
国際交流課	多文化共生グループ、交流協力グループ、旅券グループ

別表第 1 健康福祉部の部長寿社会課の項中「人材・生きがいグループ」を「生きがいグループ」に改め、同部医療対策課の項中「国保運営・指導グループ」を「国保支援グループ、国保財政運営グループ」に改め、同表少子化対策監室の部子育て支援担当の項中「保育人材グループ、保育施設グループ、家庭福祉グループ」を「幼児教育・保育人材グループ、幼児教育・保育施設グループ、児童養護グループ、子ども家庭福祉グループ」に改め、同表生活環境部の部カーボンニュートラル推進課の項中「企画推進グループ」を「企画管理グループ、地域グリーン戦略グループ」に、「グリーンライフ整備グループ」を「ゼロエネルギー建築グループ」に改め、同部自然環境課の項の次に次のように加える。

女性活躍・県民協働課	企画管理グループ、女性活躍推進グループ、男女共同参画グループ、県民協働グループ
------------	---

別表第 1 商工労働部の部産業政策課の項中「機械・繊維・食品産業グループ」を「基幹産業・食文化推進グループ」に、「競争力強化推進グループ」を「ブランドマーケティンググループ」に改め、同部労働企画課の項中「社会人UIターン・雇用推進グループ、学生UIターン・定着促進グループ」を「多様な人材活用推進グループ、UIターン・定着促進グループ」に改め、同表観光戦略推進部の部を削り、同表農林水産部の部農業経営戦略課の項中「管理業務グループ」の次に「企画推進グループ」を加え、同部ブランド戦略課の項中「ブランド戦略グループ」を「管理グループ、ブランド戦略グループ」に改め、同部水産課の項中「漁業管理グループ」の次に「資源管理グループ」を加え、同表土木部の部監理課の項中「入札・契約グループ」の次に「技術指導グループ、品質管理グループ、建築

グループ」を加える。

別表第3 保健環境センターの部健康・食品安全科学部の項中「細菌・飲料水グループ」を「細菌グループ」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第122号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

表中「石川県こころの健康センター | 金沢市鞍月東2丁目」を

「石川県こころの健康センター | 金沢市鞍月東2丁目
いしかわ動物愛護センター | 河北郡津幡町」に改める。